

特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウス  
権利擁護・虐待防止と適切な支援の推進に関する委員会設置要綱

(委員会の設置・目的)

第1条 特定非営利活動法人 NPO ぽぽハウスが運営する介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、児童福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）において「高齢者、障害者、児童虐待防止関係法令」に基づき、利用者の権利擁護・虐待防止と適切な支援（以下「虐待防止」という）の推進に関する委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 年間計画（研修含）の策定に関すること
- (2) 虐待通報の事実確認、虐待認定に関すること
- (3) 虐待再発防止計画の策定に関すること
- (4) 虐待防止に係る各種様式、掲示物の策定に関すること
- (5) その他委員会の運営に必要な業務

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、虐待防止責任者で構成し、次の各号によるものとする。

- (1) 委員長は法人理事長、副委員長はグループ総括者から選任する。
- (2) 虐待防止責任者は、各グループ総括者とする。
- (3) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- (4) 副委員長は委員会の事務局を兼ねる。
- (5) 虐待防止責任者は、委員会での決定事項、並びに進捗状況を各虐待防止担当者に報告する。

(委員会の開催、召集)

第4条 委員会は、年2回以上開催する。

- (1) 委員会は、委員長が召集し開催する。
- (2) 委員会は、法人事業所内での虐待行為発生時は、速やかに開催する。加えて委員長は、虐待内容の状況に応じて委員会構成員以外に参考人として指名した者の出席を求めることができる。
- (3) 委員会に加え、虐待防止責任者、虐待防止担当で協議する小委員会を開催することができる。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は、次の通りとする。

- (1) 委員会及び委員は、権利侵害や虐待が起こらないよう関係省法令を始めとして職員の虐待防止意識の向上に努めなければならない。
- (2) 委員会は、日頃より「権利侵害、虐待につながる行為」が行われていないか観察し、必要がある時は職員に直接改善を求め、早期発見、早期改善に努めなければならない。
- (3) 委員会は、法人内の他の委員会や諸計画と整合を保ちながら虐待防止策を講じなければならない。

(その他)

第6条 委員会は身体拘束適正化検討委員会を兼ねるものとする。

2 本要綱に定めのない事項に関しては、その都度定めるものとする。

(付則)

- 1 この要綱は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、2023年4月1日から施行する。